

林内路網整備事業中間検査要領

制定 令和2年10月1日森第773号

最終改正 令和4年4月1日森第14号

(趣旨)

第1 林内路網整備事業において中間検査を行う場合は、島根県農林水産関係補助事業等検査規程及び本要領によるものとする。

(森林作業道、付帯施設の使用開始)

第2 事業主体は、作設した森林作業道、付帯施設のうち、すみやかに使用を開始する必要があるものについては、別紙林内路網整備事業完了届（以下「完了届」という。）を知事に提出するものとする。

(検査の実施)

第3 隠岐支庁長、農林水産振興センター所長及び農林水産振興センター地域事務所長（以下「所長等」という。）は、完了届を受理したときはすみやかに検査を実施するものとする。

2 森林整備課長が完了届を受理したものについては、必要に応じて所長等へ検査を依頼することができる。

3 所長等は、森林整備課長から検査依頼があったときは、すみやかに検査を実施するものとする。

附則

1 この要領は、令和2年10月1日から施行する。

2 この要領は、令和4年4月1日から施行する。